平成30年度　第２回安曇野市スポーツ推進審議会　会議概要

1　審議会名　スポーツ推進審議会
2　日　　時　平成30年11月９日（金）　午後７時00分から午後９時00分まで
3　会　　場　安曇野市役所　会議室307
4　出席者　　会長、加々美委員、湯本委員、布山委員、臼井委員、古澤委員、
　　小林いず子委員、古川委員、西村委員、坂槙委員、藤森委員、赤羽敦子委員
5　欠席者　内川委員、小林可奈子委員、千國委員
6　市側出席者　、西村部長、臼井課長、布山係長、塩原係長、土屋副主幹、小林主査
7　公開・非公開の別　　公開
8　傍聴人　　０人　　　　記者　　０人

協　　議　　事　　項　　等

【次第】

1　開会
2　あいさつ
3　議題
（１）安曇野市体育施設等の使用料の改正について
（２）安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し
（３）新総合体育館の管理運営形態について
4　その他
5　閉会

【議事】
議題（１）安曇野市体育施設等の使用料の改正について

＜事務局から説明＞
＜質疑＞

委員　　『受益者負担の基本方針』についてですが、これは体育施設に限った内容でないため、財政部等において市の全体方針として策定する必要があるのではないか。

事務局　　ご指摘のとおりですので、また財政部に報告して市としての方針を策定したいと思います。

委員　　グランドについてですが、１会場を２面で使用するグランドについて、ソフトボールは半面で利用できるが、野球は全面使用しないと競技ができない。他の市の料金設定では、全面の料金設定が半面×２よりも割安な設定のところもあるが、安曇野市では単純に２倍である。料金設定で考慮いただけないか。

事務局　　それぞれの市によって異なりますが、前回の資料について若干違うところがある。

委員　　先ほどの質問と関連があると思うのですが、体育館について、１面のフロアー面積が広いところと狭いところがあり、バスケットでは公式のコートを満たさない施設がある。もう少し料金設定を細分化して狭い施設では安くできないか。

事務局　　合併当時は旧町村の料金設定を引き継いでいたが、平成28年に料金を統一した。現在もアリーナの大きさに応じて２段階に分かれている。現在の区切り方は、バレーもしくはバスケットが１面取れる単位で使用してもらっている。公式の定義が複数あり、線の引き方が難しい。

委員　　使用料の見直しをするにあたり、検討する余地はあるのではないかと思う。

委員　　体育館を建設した当時の基準が各々違う、また、市の体育館を利用させてもらっているのだから、そこを利用者が認識して利用する必要があるのではないか。

委員　この件については、協議する余地があると思い提起したが、もし従前のとおりであると結論づけるのであれば、それでよい。

委員　大きさのことを言い出すとすべての施設で面積が違うのだから限がない。現状のままでよいのではないか。

事務局　大きさにより料金の区分けをするのであれば、かなり時間を要しますので、今回の議案の提出期限に間に合いませんので、減免について引き続き協議が続きますので、この件については今回の使用料の見直しとは切り離し、引き続き協議をする形でいかがですか。

会長　使用料については11月中に答申しなければならないので、先ほどの資料２の提案でよろしいですか。

事務局　それでは確認させていただきます。審議事項１の『安曇野市体育施設等の使用料の改正について』ですが、施設使用料については５％引き上げ後、端数処理した金額で、照明については据え置きで条例（規則）を改正させていただきます。

議題（２）安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し

＜事務局から説明＞
＜質疑＞

委員　減免の改正時期はいつ頃を予定しているのか。

事務局　平成33年を予定しています。

委員　スポーツ少年団の減免率の改正について、現行の100％から80％への変更の理由について、利用回数制限を撤廃すると、スポーツ少年団が無制限に予約するという理由であれば承服しかねる。過去にもそういった問題が出てきて是正してきた。利用者負担の公平性といった理由であれば、この改正案も承知できるが、そうでなければ現行の減免率の継続もありうるのではないか。

委員　先ほどの委員の意見に賛成である。そもそもなぜ利用の回数制限を設けるに至ったのか。

事務局　利用制限を設定した理由については、優先予約できる団体について、回数制限を設けないと無制限に予約して一般の方が利用できなくなってしまうとのことから利用制限を設定した。

委員　回数制限については、一般の利用者に配慮した制度であると理解している。ここで制限を外してしまうと、弊害があるかと思う。また、制限を設けないと時間に関係なく練習し、子供たちの生活に悪影響が出て健全な青少年の育成という趣旨から外れることとなるので、回数制限は継続するべきである。

委員　提示のあったスポーツ少年団の 80％の減免もやむを得ないと思う。提示のあった理由については変更すれば良いと思う。

委員　スポーツ振興計画の趣旨は一般市民にスポーツを普及するといった内容であるのに、特定の団体が無制限に施設を予約して一般市民が利用できない状況はスポーツ振興計画の趣旨に反することになるので、まずいのではないか。回数制限に対応していないシステムを導入すること自体が問題なのではないか。

委員　現状について少しお話させていただくと、土日についてはスポーツ少年団がほとんどの施設を使用している状況で、施設に空きがなく他の団体は利用できない。一般の利

用が可能なように利用制限は設けていただきたい。また、困ったときに少し融通していただけるとありがたい。

委員　当日、連絡もなく、使用しない団体が見受けられる、運用も見直さなければならない。

事務局　記載した理由については訂正させていただく。利用料については、一定の負担をお願いしていきたい。

委員　体育協会について減免率が０％になっているが、団体によって人数の大小があり人数の少ない団体については個人の負担が大きくなるため、段階的に減免率を定めてほしい。

委員　施設使用料の減免があるから体育協会に加入している団体が多く見受けられるので、これを減免なしにしたのでは、体育協会に加入する意味がなくなってしまい、体育協会のあり方が違ってきてしまう。減免率が 100%から０％は極端ではないか。

委員　施設の新旧は様々であるが、老朽化した施設では古い備品を当時のまま利用している。こういった物を新しくしていかなければ減免なしへの変更は理解してもらえないのではないか。

委員　青少年の団体の負担については、少ないのは賛成であるが、体育協会の団体については経過措置を設けて段階的に負担の率を下げてほしい。市外大会については１チームでも市外団体が入れば減免なしというのは厳しいのではないか。また、照明については使えば実際に費用が発生するので、原則減免はなしでよいのではないか、負担の方法についても施設使用料に含めるのか、従前のとおり分けるのか検討する余地がある。

委員　先ほどの『体育施設使用料に関する受益者負担の基本方針』で定めた受益者負担に、提案のあった減免率で目標とする収入が得られるのか、得られるのであれば経過措置を設ければよいが、そうでなければ必要ないのではないか。

事務局　提案した減免率であれば、概ね需要額の半分を満たしている。減免率を上げるのであれば、目標とする収入額を満たせなくなる。いろいろなご意見をいただいたので、再度検討させていただく。

委員　高体連の大会、市内高等学校の減免率が０％になるのは、再考いただきたい。

事務局　青少年に手厚くと考えているが、青少年の定義を中学生とさせていただいているため、提示した減免率とさせていただいている。

委員　部活動等の使用となると、生徒の負担が生じてくるため考慮していただきたい。

事務局　他市との状況を考慮して、検討させていただく。

議題（３）新総合体育館の管理運営形態について

＜事務局から説明＞
＜質疑＞

委員　今の説明を聞くと管理方法は指定管理だけなのか。

事務局　指定管理でなければ、管理委託か直営となります。
本日十分な資料がご用意できなかったので、次回資料を用意してご説明させていただきたい。

会長	他にありますか？　なければ本日はこれで終了したいと思います。 それでは第２回安曇野市スポーツ推進審議会を終了したいと思います。 みなさま、どうもありがとうございました。